

# アジア・太平洋戦争と戦後教育改革（6）——日米交渉の終焉——

山下 祐志

Some Considerations on the Asia-Pacific War and the Educational Reforms of Postwar Japan (6)

——Breakdown of Japanese-American Negotiations——

Yūji YAMASHITA

## 一、序 論

我が国の戦時指導者たちは、「ポツダム宣言」によって、「無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者」、あるいは「日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者」として一喝され、満州事変以来の戦争責任を糾弾された。而して、一〇〇人以上の者がA級戦犯として次々と逮捕投獄され、極東国際軍事裁判によって七人に絞首刑、一六人に無期禁固刑の判決が下された。他にも東亜各地で、B・C級戦犯として約五、七〇〇人が逮捕され、九八四人が銃殺刑又は絞首刑に処せられた。さらに占領政策の一環として、同様の容疑で約二二万名の公職追放、一一万四千六百余名の教職員追放が敢行された。

当時のニューヨーク・タイムズ紙は、極東国際軍事裁判の判決結果について、「これらの指導者こそ世にも残酷野蛮な侵略戦争を起こした張本人なのだ」「彼ら戦犯たちは個人としてでなく、ある一つの生き方、ある一つの物の考え方の象徴として日本国民の前に照らし出されている」と報道した。また、我が国の新聞の論調は、「ポツダム宣言を受諾して無条件降伏した日本にとって、動かしがたい権威ある意思である」と評価していた。しかも占領軍は、三〇項目にわたる報道・出版の検閲を実施し、これによって連合諸国に対する一切の批判（戦前の政

策をも含む）が封じられたから、かかる戦犯認識は広く国民の間に定着することになった。

ところが、日米開戦を執行した東条英機元首相は、「今日刑死されることは」「国内的に之れを見れば到底其の責任は免れ得るものではない」が、「然し国際的に之れを見れば、あく迄戦犯者ではない。力に屈したに過ぎないのである」と遺書にしたためて、連合国側の一方的な正義意識に対して最後まで抵抗の姿勢を崩さなかった。同様に、開戦前の日米交渉を担当した近衛文麿元首相も、「時がたてば、本当のことは全部わかる。いまは終戦のどきさだ。みんな異常心理だから、間違いも多く、誤解も多い。そういう客観情勢の下で勝ちおこった者から裁かれたくない」と遺言して、占領軍の逮捕命令に服毒自殺で抵抗している。

連合国側と我が国政府首脳との間で、アジア・太平洋戦争について、このような見解の相違が生じたのは何故であろうか。そしてそのことが、占領下の諸改革を実施していく上で、どのような影響を及ぼすことになったのであろうか。本稿では、「アジア・太平洋戦争と戦後教育改革」シリーズの一環として、かかる点に留意しながら、いよいよ日米開戦に至る両国政府間の大詰めの交渉経緯を概観し、日・米の戦略的対立の枠組みを明らかにすることを企図した。

## 二、本論

すでに見てきたように、世界恐慌を契機として、大国の経済政策の対立から始まった国際的な不協和音は、軍事的対決を通して二大陣営に収束されていった。これに付随して、ヨーロッパの大戦と日中戦争は、ともに第二次世界大戦の枠組みの中にセットされ、中立国アメリカの動きも活発化した。而して日米交渉は、我が国（枢軸国陣営）にとっては対米戦を回避する手段として、アメリカ（連合国陣営）にとっては初期の段階では対日戦を遅らせる時間かせぎの場として、最終的にはアメリカを合法的に参戦させる手段として、国際監視の下で戦略的役割を担うようになった。そのため、一九四〇年十一月末以来の日米交渉は遅々として進展せず、日・米の対立はますます深まるばかりであった。

思い余った近衛首相は、一九四一年八月二十六日、ローズヴェルト大統領に直接談判を求め、メッセージを發し、「日米首脳が直接会見して、従来の事務的なやりとりでこだわらず、大所高所から日米間に存在する太平洋全般にわたる重要な問題を討議し、破局を防ぐ可能性をさぐることを提唱した。ローズヴェルト大統領は、近衛メッセージに一瞬応ずる気配を見せたが、ハル國務長官ら側近グループの強い反対により、最終的には、先の「ハル四原則」について合意に達するまでは会谈に応じない旨を九月三日に回答してきた。もはや大統領といえども、個人の見解が関与する余地はなくなっていたのである。

この回答とすれ違いに近衛首相は、「日支共同防衛目的」以外の撤兵と、「米ノ歐洲戰參入ノ場合ニ於ケル三國條約ニ對スル日本ノ解釋及之ニ伴フ實行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ」とした交渉条件を付加して、再び首脳会谈を提案するメッセージを發した。近衛首相直々に、「ハル四原則」への譲歩と三國軍事同盟の骨抜きを申し出たのである。しかしながら不可解にも、我が国政府は九月六日の御前會議において、近衛外交と相反する「帝國國策遂行要領」を決定している。これは、「對米（英蘭）戰爭ヲ辭セサル決意ノ下ニ概テ十月下旬ヲ目途トシ戰爭準備ヲ完整ス」るため、「十月上旬頃ニ至ルモ尚我要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ對米（英蘭）開戰ヲ決意ス」ることとし、日米交渉にタイムリミットを設けたものであった。なお、この会谈で採択された交渉条件は、表1に示すとおりであった。

この重大な決定に際して、天皇は前日に首相と陸・海統帥部総長を宮中に招き

表1 日米交渉の条件（9月6日）

<p>① 米英は帝國の支那事変處理に容喙し又は之を妨害せざること。 ② 米英は極東に於て帝國の國防を脅威するが如き行動に出でざること。 ③ 米英は帝國の所要物資獲得に協力すること。</p> <p>へ 約諾し得る限度へ</p> <p>① 帝國は仏印を基地として支那を除く其の近接地域に武力進出をなさざること。 ② 帝國は公正なる極東和平確立後、仏領印度支那より撤兵する用意あること。 ③ 帝國は比島の中立を保障する用意あること。</p>
---

注：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻より作表。

入れ、そこで「御下問奉答」が行われた。天皇は、最初に「外交ト戰爭準備ハ平行セシメスニ外交ヲ先行セシメヨ」と命じた上で、対米戦の勝敗の見通しについて尋ねた。これに対して、杉山元・永野修身両総長は、「勝テ爾算ノアルコトタケハ申シ上ケラレマス。必ス勝ツトハ申上ケ兼ネマス」と答え、一抹の不安を口にした。しかし天皇は、「ア、分ツタ」と大声で了解しただけで、それ以上の言及は避けている。そこで近衛首相は、「最後迄平和的外交手段ヲ尽シ已ムニ已マレヌ時ニ戰爭トナルコトハ両総長ト私共ハ氣持ハ全ク一テアリマス」と締めくくった。つまり、前日のトップ会議では、「最後迄平和的外交手段ヲ尽すこと」が確認されていたのである。

また御前會議当日、天皇は明治天皇御製の歌「四方の海みな同胞と思ふ世になどあだ波の立ちさわぐらむ」を詠み上げ、「余は常にこの御製を拝誦して、故大帝の平和愛好の御精神を紹述せむと努めて居るものである」と口火を切った。しかしながら、天皇の「異例の發言」にもかかわらず、閣僚間でさしたる審議も行われないまま、対米方針は前述のとおり、「御下問奉答」の趣旨に反する決定となった。だが天皇の發言は、會議終了後、陸軍内部で空気の変化を呼び起こし

た。東条陸相は帰庁すると「聖慮は平和にあるぞ」と叫び、武藤章軍務局長も、「戦争などんでもない、交渉を妥結せよ、との仰せだ」と興奮して部下を驚かせた。<sup>(17)</sup> 和平交渉を推進する絶好の機会であったが、近衛首相は相変わらず、「若し日米交渉が不成立に了つたとしても、経済断交の儘、戦争なしでいくこともできる」と呑気に構えており、積極的な策を構えずる気配さえなかった。

二度めの近衛メッセージに対する回答が、十月二日に届いた。内容は、「ハル四原則」に加えて、新たに中国や仏印からの全面撤兵と三国軍事同盟のなしくずしを求めたものであった。<sup>(19)</sup> これらの回答は、連合国側の戦略構想に従って徐々にかつ巧妙に強硬化しており、事実上首脳会談を拒否していた。それでもなおアメリカは、「日本国首相ノ提議セラレタル会見ノ問題及希求セラルル目的ハ合衆国大統領ノ綿密且積極的関心ヲ惹キ来リ又現ニ惹キツツアリ」と示し、首脳会談の可能性をほめかしていた。しかしながら、我が国の世論の動向はこの期に及んで、「交渉の前途に対する悲観説が盛んで、新聞雑誌の對英米態度は益々強硬となつた。一般國民は軍部の宣傳によつて自國の強大を盲信した點もあるが、新發展を望んで千載一遇の好機となし、米英戦争も敢て辭せずという冒險的氣分に浸され」、「東方會一派を中心とする對米『デモンストレーション』さへ行はるゝ形勢」が生じた。<sup>(21)</sup>

かくして陸軍は十月六日、「外交交渉妥結の見込みなしと認め開戦のやむをえざるものと認める。シナ駐兵の問題は変更できない。外交交渉は十月十五日を限度とする」と決定した。<sup>(22)</sup> つまり陸軍は、「日米交渉をつづけ日時を永びかすことになれば、わが国として開戦の時機を失い、その間、日一日と油が減少し、はなはだ不利である。交渉を永びかすことは、アメリカの企図するところである」と判断したのである。けれども東条陸相は翌日、及川古志郎海相と会談した際に、「支那事変で二十万の精靈を失い、このままに放棄するに忍びないが、日米戦ともならばさらに幾多の人命を失うことを思えば、撤兵も考えなければならぬ。決しかねているところである」と述べ、海軍の意向次第では陸軍の決定は未だ流動的である旨を伝えた。

海軍は、「支那における駐兵問題に譲歩しても、日米交渉を継続すべし」との考えが主流で、密かに近衛首相と折衝し、「日米戦争をさげ、外交交渉を継続」するよう要求していた。<sup>(25)</sup> しかるに海軍内には、「クーデター乃至革命政權が戦争に突入すること」を危惧する風潮も根強く、表立って開戦に強く反対することはできないでいた。そのため永野軍令部総長などは、「陸軍と戦争をやるより、日

米戦争をやるほうがよい」と発言するありさまであった。軍部以外の動向としては、中国に進出していた企業主らが、企業の維持と安全確保のために駐兵を強く要望していた。<sup>(28)</sup>

「十月上旬」の期限を迎え、近衛首相は十月十二日、荻窪の私邸荻外荘で和戦を決する会議を開催した。出席者は近衛首相、豊田貞治郎外相、東条陸相、及川海相、鈴木貞一企画院総裁の五名であった。近衛首相と豊田外相は、駐兵問題で譲歩すれば交渉の余地はまだあると考えており、この点の調整を主張した。彼らの見解は、翌日公表された「日米交渉に関する豊田外相所信」にまとめられている。すなわち、「既提出ノ我方案ヲ以テシテハ日米交渉成立ノ見込無シ」、仏印及び支那から撤兵することによってのみ「成算アリ」、「帝國國策ノ遂行ハ飽迄平和的手段ニ依ルヘク武力的解決ハ帝國ノ情勢に鑑ミ不可ナリ」との観点から、軍部の熟慮と大幅な譲歩を求めた。

これに対して東条陸相は、「交渉妥結の見込はないと思ふ。凡そ交渉は互譲の精神がなければ成立するものではない。日本は今日迄譲歩に譲歩を重ね米側の要求する四原則も主義上はこれを認めた。然るに米側の現在の態度には妥協する意志はない」と真つ向から反論し、「陸軍は御前會議の決定に基き現在兵を動かしつつある」旨を伝えた。<sup>(30)</sup> 一方、海軍は「日米戦争はできないというのをいやがつていた」<sup>(31)</sup> から、及川海相は事前に、「海相としては交渉の続否は首相の決定に委すというから、首相は交渉継続ということに裁定して貰いたい」と近衛首相に伝言した。そして当日も、「和でゆくならば何處までも和でゆく。即ち多少の譲歩はしても交渉を飽までも成立せしめるといふ建前で進むべきである」、「戦争をやると決すれば、今此處で止めなければならぬ。今がその時機に来てる」とした上で、和戦の決定は「総理に一任」すると発言した。<sup>(33)</sup>

したがって、実際にはこの日、我が国の對米方針は和平交渉続行に決まる手はずであった。されど、及川海相の責任逃れの発言と近衛首相の政治的決断力の欠如、東条陸相の陸軍への全面的追隨発言とによって、會議は首相と陸相の全面対決のまま結論は持ち越された。だがこの日を境に、天皇も「對米開戦やむ無し」の覚悟を固めたようである。<sup>(34)</sup> 和戦の決定は急を要していたので、その後も連日して會議が開催された。東条陸相とて、「海軍ノ真ノ決意ナクシテ、日米戦争ニ突入スルコトノ不可能ナルハ、十分承知」<sup>(35)</sup> していたから、遂に「新たな政府の責任において國策を再決定すべきである」として、首相に総辭職を進言するに至った。こうして近衛内閣は十月十六日、最終決断を回避したまま退陣した。

退陣に際して、東条陸相は「現在では臣下の誰が出て、この陸海軍の意見の相違をまとめることはできない」と述べ、次期首相候補に東久邇(宮)稔彦を推挙した。近衛首相もこれに同意し、十月十五日夜、東久邇を訪ねて出馬を要請したが、翌日「陛下が御熟考の結果」、東久邇内閣の裁可を取り止めてきた。天皇並びに宮中グループが東久邇の裁可に難色を示した理由は、「万一皇族内閣にて日米戦に突入するが如き場合には」「皇室は国民の怨府となるの虞」があり、そのような状況下で「皇族が政治の局に立つことは」「皇族の為から考へても」「どうかと思ふ」ということであった。<sup>(39)</sup> 和戦決定の重大な局面を迎えて、統帥権の総攬者である天皇さえも、「皇族の為」を優先して毅然とした対応を忌避したのである。

苦肉の策として、木戸幸一ら宮中グループは十月十八日、東条内閣を誕生させた。東条内閣の使命は、「陛下の御意思を真に奉体して、軍部殊に陸軍を充分統率すると共に、陸海軍の協調をも完全に為さしむること」、及び「九月六日の御前会議にとらはるゝ処なく、内外の情報を更に広く深く検討し、慎重なる考究を加ふること」にあった。<sup>(40)</sup> 東条首班について、若槻礼次郎元首相は前日の重臣会議で、「外二対スル印象ハ悪イト思フ。外国ニ与ヘル影響モ余程悪イト思ハネバナラン」と憂慮していた。<sup>(41)</sup> しかも、「陸海軍を統率できない」と自ら進言していた東条に白羽の矢が当たったのだから、この内閣はまさに大博打であったと言えよう。天皇自身、「所謂虎穴に入らずんば虎児を得ずと云ふことだね」と述べて、敢えて了承したのである。

案の定、東条内閣の出現はハル國務長官をして、「近衛内閣から大したことは期待していなかったが、十月十七日に成立した東條内閣になってますます期待が持たなくなつた」と言わしめた。<sup>(42)</sup> そしてローズヴェルト大統領は、十月二十四日の米海軍記念日に放送し、「支那に対する米国の援助の継続」と「米英支蘭の兵力は増強を続けている」旨を公表した。<sup>(43)</sup> 連合国側の臨戦体制が強化されてきたので、大統領自ら本格的な挑発行動を開始したのである。

我が国内では、東条内閣の誕生はすなわち日米開戦と了解していた軍部が、和平交渉続行の方針を知るや不穏なムードを漂わせ始めていた。<sup>(44)</sup> それに、時局はすでに期限つきで開戦準備に入っていたから、「火の附いた爆弾は手のつけやうがない」<sup>(45)</sup> 状況になっていた。そのため、東条首相の「精力的な活動と努力」<sup>(46)</sup> にもかかわらず、日米交渉は暗礁に乗り上げたまま、事態は刻一刻と開戦に傾いていった。こうして、十一月一日午前九時より翌二日午前一時に及ぶ、歴史的な連絡会

議が開催された。主な議題は、次の三案について検討することであった。

- ① 戦争を極力避け臥薪嘗胆する。
- ② 開戦を真に決意し、政略の諸施策をこの方針に集中する。
- ③ 戦争決意の下に、作戦準備を完整すると共に、外交施策を続行してこれが妥結に努める。

第一案は即否決、第二案も天皇の意思尊重ということで否決された。残る第三案について、陸軍は交渉期限を十一月十三日までは認めるとした。海軍は十一月二十日を考えていたが、東条首相は、少しでも長く交渉を続けるため十二月一日を提案した。<sup>(48)</sup> これらの審議事項は、十一月五日の御前会議において、「帝國國策遂行要領」として正式に決定された。すなわち、「對米交渉力十二月一日午前零時迄ニ成功」しない場合には「對米英蘭戰爭ヲ決意シ」、「武力發動ノ時機ヲ十二月初頭ト定メ」たのである。<sup>(49)</sup> この決定は、我が国の戦争完遂能力が「二年間」しかないことを承知の上で、「清水の舞台から目をつぶつて飛び降りる」<sup>(50)</sup> 覚悟を求めたものであった。引き続き、我が国の命運を賭けた交渉条件の審議に入り、表2に示す如く二案が採択された。甲案が本命、乙案は予備とされたが、いずれも統帥部と外務省、及び東郷茂徳外相の対立意見を裏工作にて調整した妥協の産物であり、アメリカの要求する条件とは大きくかけ離れていた。

永野軍令部総長はこの日、すでに天皇の裁可を得ていた「機密連合艦隊作戦命令」(真珠湾の攻撃命令)を、「大海令第一号」として山本五十六司令長官に発した。<sup>(51)</sup> おくられて十一月十一日に「對米英開戦名目骨子」がまとめられ、「宣戦の詔書」はこれらから先、大戦を大義名分化するテクニクとして審議されることとなった。<sup>(52)</sup> なお具体的な戦争方針として、十一月十五日に「對米英蘭戰爭終末促進に關する腹案」が、十一月二十日に「南方占領地行政実施要領」がそれぞれ採択された。前者によつて、「自存自衛ヲ確立ス」るため「蔣政權ノ屈服ヲ促進シ」<sup>(53)</sup> 「獨伊ト提携シテ先ツ英ノ屈服ヲ図リ」「米ノ繼戰意志ヲ喪失セシム」こと、及び「極力戰爭對手ノ拡大ヲ防止シ第三國ノ利導ニ勉ム」ことが我が国の戦争遂行方針になった。<sup>(54)</sup> 後者によつて、南方の占領政策は、「差當り軍政ヲ実施シ治安ノ恢復、重要國防資源ノ急速獲得及作戰軍ノ自治確保ニ資ス」こととされた。<sup>(55)</sup> 当然の如く、アメリカはマジック作戦により、甲・乙案が「日本の最終的な提案であることを知っていた」<sup>(56)</sup> が、幾多の誤訳が見られ、かえつて日米交渉に悪影響を及ぼした。而して十一月十日、チャーチル首相は「日米開戦せばイギリスも即時参戦する」と演説し、翌日にはローズヴェルト大統領も「参戦を辞せず」と

表2 日米交渉の条件 (11月5日)

<p>④ 米政府は所要の石油の対日供給を約す。 し、米政府は所要の石油の対日供給を約す。</p> <p>③ 日米両国政府は相互に通商関係を資源凍結前の状態に復帰すべし、米政府は所要の石油の対日供給を約す。</p> <p>② 日米両国政府は蘭領印度に於て其必要とする物資の獲得が保障せらるる様相互に協力するものとす。</p> <p>① 日米両国政府は孰れも仏印以外の南東亜細亜及南太平洋地域に武力的進出を行はざることを確約す。</p>	<p>④ 三国条約の解釈及履行に関しては、従来から説明せる如く、帝 国政府の自ら決定する所に依りて行動する次第にして、此点は既 に米側側の了承を得たるものなりと思考する。</p> <p>③ 通商無差別原則が全世界に適用せらるるものなるに於ては、太 平洋全地域即支那に於ても本原則の行わることを承認す。</p> <p>② 仏印の領土主権を尊重する。支那事変が解決するか極東平和が 確立すれば、現地に派遣した軍隊は直ちに撤去すべし。</p> <p>① 支那に駐兵中の軍隊は、北支及蒙疆の一定地域及海南島に関し ては日支間平和成立後所要時間(概ね二十五年)駐屯すべく、爾 余の軍隊は、治安確立と共に二年以内に撤去を完了すべし。</p>
--	--

注：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻より作表。

表3 ハル・ノート

<p>④ 三国同盟の死文化。</p> <p>③ 国民政府および満州国の否認。</p> <p>② 仏印および支那より日本軍の完全撤兵。</p> <p>① 「ハル四原則」の無条件承認。</p>
--

注：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻より作表。

声明を發した。<sup>(58)</sup> 連合国側の決意が固まったことにより、甲・乙案はもはや議題にされることなく拒絶され(十一月十九日、十一月二十日)、ここに日米交渉は完全に決裂した。

十一月二十一日、ハル国務長官は陸・海軍当局者と会談し、「今や日米交渉は終わり、外交当局としてなすべき途は尽きるに至った。今後の仕事は軍部の手に委ねなければならぬ<sup>(59)</sup>」と告げた。ハル国務長官はこの日以降、連合国の各国代表と綿密に協議を積み重ね、「最後通牒」を提示するタイミングを推しはかっていた。そして遂に十一月二十五日、ホワイトハウスで秘密裡の会合が開催された。

#### へ甲 案

スチムン陸軍長官の日記によれば、「この会合で協議された唯一の問題は、いかにして日本を操作し、煽動し、刺激して、もって日本に先に手を出させるか<sup>(61)</sup>」であった。翌日、大西洋上会談で示し合わされたとおり、日米交渉の終焉を告げる「ハル・ノート」(表3を参照)が野村吉三郎駐米大使に手交された。おりしもこの日、我が国のハワイ空襲部隊は、千島軍艦隊を出発し東航していた。

「ハル・ノート」を受け取った我が国政府は、十二月一日を待つまでもなく、開戦を決意していた。そのため、十一月二十九日の御前会議は、「いやしくも、一國の運命を賭ける」和戦の決定を審議していたにもかかわらず、「時間が長くなつては、天皇陛下に恐れ多い」という理由で、「まだ陽も明るい午後四時に散会」するというありさまであった。<sup>(62)</sup> であるからして、十二月一日の御前会議は、「いわば形式的なものにすぎなかった。東条首相が「若し之をも忍ぶと致しましたら、日清日露戦役の成果をも一擲することになるばかりでなく、満州事変の結果をも放棄しなければならぬこととなります。何としても忍ぶべからざる処であります<sup>(63)</sup>」と開戦決意を表明すると、「米英蘭ニ對シ開戦ス」<sup>(64)</sup>ることがすんなり決まった。天皇は、もはや一言も発しなかった。政府は引き続き、これを閣議で承認・決定した。

十二月二日、「真珠湾攻撃命令」が発令された。但し、統帥部の作戦上この決定は秘匿事項とされ、攻撃開始三十分前に対米覚書(宣戦の通告)を手交する手はずとなった。十二月八日未明、我が国は真珠湾攻撃を開始した。ところが、ワシントン大使館側の事務処理上の関係からタイプが間に合わず、この一撃は、はからずも無通告攻撃となつてしまった。<sup>(65)</sup> しかるに、このことさえもローズヴェルト大統領は事前に探知しており、それでいて敢えて日本の攻撃を許容したとする証言が、戦後のアメリカでは続出している。<sup>(66)</sup> 皮肉にもこの日は、ドイツ軍がモスクワ攻撃に挫折し、枢軸国陣営にとって衰運の見え始めた折りであった。

ローズヴェルト大統領は早速チャーチル首相に電話し、「日本は真珠湾を攻撃しました。いまやわれわれは同じ船に乗ったわけです」と作戦の成功を伝えた。この時の様子をチャーチル首相は、「彼らは自分たちの国が参戦したことを悲しみも歎きもしなかった」、「実のところ、彼らが長い間の苦しみから解放されたかのようにさえ思われたのである」と記している。他の連合諸国の指導者たちにとっても、日米開戦は待ちに待った日であった。アメリカの援軍を必要としていた彼らは、この日のために一致協力し、日米交渉の成立に反対し続けてきたのである。この日を境に、彼らは勝利を確信できるようになった。

逆に枢軸国陣営は、リッベントロップ元外相が法廷で、「日本はドイツが希望したシンガポール攻撃もやらず、ソ連攻撃もやらず、全くの別の事をやった。日本は真珠湾を攻撃した。真珠湾の攻撃は我々は全く意外であった」、「またそんな事は望んでもいなかった」と証言したように、チグハクな連携プレーによって、よもやの窮地に陥った。それだけに胸中複雑な思いで、十二月十一日、独・伊は対米宣戦を布告した。要するに、日米交渉は連合国側の外交勝利として終焉を迎えたが、これによって戦火はますます拡大されることになった。

### 三、結 論

以上、本シリーズ第五報に引き続き、国際外交の観点から日米交渉の経緯を概観してきたが、これによって次のことが明らかになった。

① 日米開戦は、ヨーロッパ戦線を有利に導くために、早くから米・英によって計画的に仕組まれたものであった。つまり米・英は、三国軍事同盟を逆用し、日米開戦を惹起することにより、アメリカのヨーロッパ戦線参入の口実を得ようとしたのである。しかしながら、我が国にとっても三国軍事同盟の締結は、「欧州の動乱に巻き込まれるおそれがある」ことを承知の上で、むしろ積極的に「来るべき世界動乱に必勝を期す」ことを企図したものであった。但し、枢軸国側がアメリカの参戦を阻止することを得策と考えたのに対し、連合国側は参戦を仕向ける立場から日米交渉に注目した。

② ローズヴェルト大統領とそのブレインによる参戦動機は、第一次世界大戦後「小康状態」を保っていた国際平和が枢軸国の「侵略政策」によって破壊されたにもかかわらず、依然として「西欧民主主義国」は宥和政策を採用し

不協和音を奏で続けていたので、アメリカ自らが率先してその再建を図ることになった。枢軸国側の真意が如何にあらうとも、その行為はローズヴェルト大統領の目には世界の「脅威」と映じ、かつ凌駕されるべき対象として認識されたのである。これにとどまらず、国際協調外交を破綻させた原因の一端が、ヴェルサイユ・ワシントン体制の欠陥にあることを熟知していた大統領は、一九四一年五月末、戦後世界の構想に触れながら、「われわれはヒットラーの支配する世界を容認できない。同時に、一九二〇年代における戦後世界のように、ヒットラー主義の種子が再度植えられ、発芽生長することが許されるような世界を容認するものではない」と語り、世界をも改革しようとするアメリカ政府の決意を表明した。

③ これに対して我が国政府は、A B C D包囲網及び「ハル・ノート」を直接の開戦動機としていた。それゆえ「自存自衛」と「東亜の解放」を標榜し、逆に米・英を「帝国主義的侵略国家」として位置づけた。しかしそれは、我が国が国際連盟の採決を無視して中国及び南東アジア方面へ侵略を開始したことによる、いわば当然の結果でもあったから、政府の政治的・外交的失敗を払拭するための欺瞞に過ぎなかった。しかも、政府が和平交渉に努力したのは、本質的にはアメリカの軍事力を恐れていたからであり、他の連合国への侵攻を否定するものではなかった。また、対中国政策の是非は不問にされたままであった。

④ しかるに、ヨーロッパと太平洋の双方に軍隊を派遣することは、いかにアメリカであろうとも多大の犠牲が予想されたであらうし、単純な正義感から参戦に傾いたとはとても考えられない。すなわち、アメリカ政府首脳の間では当時、「ヨーロッパでドイツが、同様にアジアで日本が支配的になれば、アメリカは大西洋、太平洋の両側から間接的または直接的脅威を受ける事態に追い込まれるであらうという」<sup>(17)</sup>「戦略上の危機の論理が展開されており、それゆえ連合国と協調して先制攻撃を画策したと見ることが妥当であらう。他に、アメリカ人には東洋人（日本人）蔑視の風潮があった。ために、中立維持宣言を発した後も公然と中国に武器を輸出し続け、「日本が力の現実を計算できる以上、敗北の明らかな戦争を始めるはずはない、というのがアメリカ政府の基本的な考え方であった」と<sup>(18)</sup>としても、日米交渉の経緯は決して紳士的な対応ではなかった。

⑤ 同様に、我が国としても、日・米の国力差は歴然としていたから、無謀な

戦争に突入するにはそれなりの理由があったはずである。東条首相の開戦決意表明に見られるように、我が国にとって「自存自衛」とは、中国における権益を擁護することであり、それは日清戦争以来の血の代償に報いることであつた。ところが、中国民衆のナショナリズムの高揚は、幣原外交の欺瞞的な「共存共栄」論を排斥し、満蒙問題が顕在化した。そこで新たに「満蒙領有」論と「満蒙放棄」論が台頭し、<sup>(74)</sup>前者の勝利によって満州事変が勃発した。これは半ば関東軍の独断・暴走であつたが、政府が追認し、さらに「朕深く其忠烈ヲ嘉ス」とする勅語が発せられたことにより、神聖不可侵の軍事行動となつた。<sup>(75)</sup>そのため、引くに引けぬ状況となり、再び関東軍の謀略によって日中戦争が惹起されると、これを肯定・美化するためズルズルと太平洋戦争にまで引きずり込まれてしまつたのである。

⑥ いずれにせよ、日米開戦は各国政府間の政治的駆け引きの産物であつて、決して参戦世論を反映したものでなかつた。すなわち、我が国では統帥権が独立していたために、<sup>(76)</sup>「高級軍人すらも真珠湾攻撃についてはそれが起るまでは知らなかつた」<sup>(77)</sup>のであり、アメリカはモンロー主義賛美の世論を覆すために、敢えて日本の奇襲攻撃を画策しなければならなかつた。一部の指導者たちの政治的判断によつて、国民の生命（自然権）<sup>(78)</sup>があまりにも軽々しく扱われた時代であつた。特攻隊の編成も、原爆の投下もこの政治路線から逸脱するものではなかつた。

⑦ そして真相が隠蔽されたまま戦後を迎え、占領統治が開始された。戦争責任に関する極東国際軍事裁判の判決は、「彼も泥棒したということは、お前が泥棒したことはいいわけにはならない。ここは日本を裁く法廷であつて、連合国を裁く法廷ではない」<sup>(78)</sup>（ウェップ裁判長の談）とする観念に終始一貫してゐた。また終戦と同時に、我が国政府は「一億総懺悔」論を持ち出し、戦争責任を敗戦責任にすり替へてしまつた。加えて、国際的な不協和音の中から誕生した二大陣営は、独・ソ関係の変転による戦略的な結びつきに端を発してゐたから、国際外交の理念はなお流動的で、戦中はもちろんのこと、戦後も二転三転することになる。我が国における占領下の諸改革が、複雑な性格を伴つた所以である。

⑧ 最後に、当時の一般的な「戦争観」を踏まえておく必要がある。第一次世界大戦は人々に戦争の悲惨さを教えたが、その教訓は、日・米双方にとつて甚だ希薄であつたと言わねばなるまい。両国民は、かつて国内が戦場となつ

た経験を持たず、開戦はすなわち戦後の繁栄を約束するものとして、きわめて安易な戦争観にとらわれていたと思われる節がある。そのため、パリ不戦条約の締結に際して、我が国は「国家ノ自衛權ヲ否認スルモノテナイコト」を条件に受諾し、アメリカは「モンロー主義を維持するための行動には不戦条約は適用されないと主張」<sup>(80)</sup>するなど、戦争自体を否定する考え方は見られなかつた。そして太平洋戦争は、客観性はともかくとして、これら両国の戦争観に基づいて惹起されたものであつた。山下奉文陸軍大将は、「日本の女性よ、よき母親となれ」<sup>(81)</sup>と遺言してマニラで刑死したが、私達は彼が言わんとしたことを十分に斟酌して見る必要がある。

## 注

- (1) 『戦後日本教育史料集成』第1巻、三一書房、一九八二年、二三頁。  
 (2) 住谷雄幸他編『東京裁判ハンドブック』、青木書店、一九八九年、等を参照。  
 (3) 長田三男・尾形利雄「占領下における我が国教育改革の研究」、大空社、一九八四年、四〇頁を参照。  
 (4) 朝日新聞法廷記者団『東京裁判』下巻、朝日新聞社、一九七二年、四八頁。  
 (5) 同前、五一―五二頁。  
 (6) 佐々木泰「占領軍検閲」、明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育史研究』第6号、明星大学、一九八九年を参照。  
 (7) 赤松貞雄『東條秘書官機密日誌』、文芸春秋社、一九八五年、一九八頁。  
 (8) 松本重治『昭和史への一証言』、毎日新聞社、一九八六年、一七三頁。  
 (9) 本シリーズ第5報（『宇部工業高等専門学校研究報告』第37号）を参照。  
 (10) 前掲『昭和史への一証言』、一三五頁。  
 (11) 服部卓四郎『大東亜戦争全史』、原書房、一九六五年、九六頁を参照。  
 (12) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、原書房、一九六六年、五四五―五四六頁。  
 (13) 同前、五四四―五四五頁。  
 (14) 参謀本部編『杉山メモ』上巻、原書房、一九六七年、三〇九―三一頁。  
 (15) 近衛文磨手記『平和への努力』、日本電報通信社、一九四六年、八七頁。

- (16) 天皇が直接に政府の指揮をとるということは、決してないことであった。天皇としてできることは、政府の決定事項を、それは明らかに国家意志であると裁可するだけであった。しかし事前の情報収集段階では発言しており、全く政治の外に置かれていたわけではない(五味川純平『御前会議』、文芸春秋社、一九七九年、に詳述されているので、参照されたい)。
- (17) 加瀬俊一『日本外交の主役たち』、文芸春秋社、一九七四年、二五三頁。
- (18) 前掲『平和への努力』、三四頁。
- (19) 前掲『大東亜戦争全史』、一〇八頁を参照。
- (20) 外務省編『日米交渉資料』、原書房、一九七八年、三四一頁。
- (21) 東郷茂徳『時代の一面』、改造社、一九五二年、一四六頁。
- (22) 近田吉夫『昭和の戦争』、評論社、一九八七年、一五六頁。
- (23) 東久邇稔彦『東久邇日記』、徳間書店、一九六八年、九一頁。
- (24) 藤原彰『対米戦争の決意』歴史学研究会編『太平洋戦争史』第4巻、青木書店、一九七二年、一一六頁。
- (25) 前掲『東久邇日記』、九一頁。
- (26) 福留繁『史観・真珠湾攻撃』、自由アジア社、一九五五年、一二八―一二九頁を参照。
- (27) 前掲『昭和史への一証言』、一四二頁。
- (28) 家永三郎『太平洋戦争』、岩波書店、一九八七年、一七二頁を参照。
- (29) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、五五二―五五四頁。
- (30) 前掲『大東亜戦争全史』、一〇九頁。
- (31) 前掲『東久邇日記』、九一頁。
- (32) 前掲『日本外交の主役たち』、二五三―二五四頁。
- (33) 前掲『平和への努力』、九二頁。
- (34) 木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』下巻、東京大学出版会、一九六六年、九一―四頁を参照。
- (35) 木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』、東京大学出版会、一九六六年、四八三頁。
- (36) 前掲『大東亜戦争全史』、一一一頁。
- (37) 前掲『東久邇日記』、九二―九三頁。
- (38) 前掲『木戸幸一日記』下巻、九一六頁。
- (39) 前掲『平和への努力』、九七―九八頁。
- (40) 前掲『木戸幸一日記』下巻、九三〇―九三二頁。
- (41) 前掲『木戸幸一関係文書』、四八四頁。
- (42) 前掲『木戸幸一日記』下巻、九一八頁。
- (43) コーデル・ハル『回想録』(朝日新聞社訳)、朝日新聞社、一九四九年、一六四頁。
- (44) 島内龍起『東京裁判弁護録』、信山社、一九七三年、三九五頁を参照。
- (45) 前掲『東京裁判』中巻、四五〇頁を参照。
- (46) 前掲『時代の一面』、一八六頁。
- (47) 前掲『大東亜戦争全史』、一一二―一一八頁を参照。また、当時の新聞も、東条内閣による議会政治の復活を歓迎していた(『読売新聞百年史』、読売新聞社、一九七六年、四一三―四一四頁)。
- (48) 同前、一一四―一二〇頁を参照。いずれにせよ、大局的には九月六日の決定事項と何ら変わることなく、開戦の決定を二ヶ月弱遅らせたにとどまった。
- (49) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、五五四―五五五頁。
- (50) 前掲『平和への努力』、九四頁。
- (51) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下巻、原書房、一九六九年、六〇四―六〇九頁を参照。
- (52) しまねきよし『太平洋戦争関係資料』、豊田穰編『昭和日本史』第4巻、暁教育図書、一九八七年、一七三頁。
- (53) 松本貞雄『戦争指導理念の一特質』、木坂順一郎編『体系・日本現代史』第3巻、日本評論社、一九七九年、二六八―二七六頁を参照。
- (54) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、五六〇―五六一頁。
- (55) 同前、五六二―五六三頁。
- (56) 前掲『回想録』、一六九頁。
- (57) 黒羽茂『日米外交の系譜』、協同出版、一九七四年、二六三―二六五頁を参照。
- (58) 前掲『東條秘書官機密日誌』、四六頁。
- (59) 前掲『大東亜戦争全史』、一三一頁。
- (60) 国会審議調査会編『日本外交百年史』、国会審議会調査会、一九八五年、一八九頁を参照。
- (61) ハミルトン・フィッシュ『日米開戦の悲劇』(岡崎久彦監訳)、PHP研究所、一九八五年、三九頁。



- (62) 長文連『天皇 元勳 重臣』、凶書出版社、一九八四年、一八八頁。
- (63) 前掲『大東亜戦争全史』、一三四頁。
- (64) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、五六四頁。
- (65) 前掲『日本外交百年史』、一九〇頁を参照。
- (66) 前掲『日米外交の系譜』、二五二―二六二頁を参照。
- (67) W・S・チャーチル『第二次世界大戦』第三巻（佐藤亮一訳）、河出書房、一九七五年、三五頁。
- (68) 前掲『日米開戦の悲劇』、四〇―四一頁を参照。
- (69) 前掲『東京裁判弁護録』、一八三―一八四頁。
- (70) 森田英之『対日占領政策の形成』、葦書房、一九八二年、三三頁。
- (71) 同前、二二頁。
- (72) 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』、大阪書籍、一九八二年、一七頁。
- (73) 一九四一年における石炭、石油、鉄、銅、アルミニウムなどの軍需物資生産高の日米比率の平均値は、一対七六・七という桁違いの数字を示していた（由井正臣『太平洋戦争』、藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』第3巻、青木書店、一九八九年、二五頁）。
- (74) 石原莞爾（関東軍作戦主任参謀）らの主張する「満蒙領有」論とは、「ソ連及び中国に対する軍事的・地勢的優位を獲得すること、鉄、石炭、食料を手に入れ自給自足を実現すること、移民により経済的困難を解消すること」を満蒙領有の目的とするものであった。一方、石橋湛山（『東洋経済新報』主幹）が提唱した「満蒙放棄」論とは、「中国の国民意識の覚醒と統一国家建設の要求はもはややみがたく、それを力で屈伏させることは不可能であるとともに許されることではない」とする立場から、いさぎよく中国の要求を受け入れて「満蒙権益を放棄」し、「平和的な通商関係」を確立しようとするものであった。しかし石橋の卓見は、例外的な少数意見にとどまった（江口圭一『大系日本の歴史』第14巻、小学館、一九八九年、一八八―一九〇頁、二〇九―二一〇頁）。
- (75) 同前、一九〇―一九八頁を参照。
- (76) これがため、軍事政策の多くが統帥部の機密事項として処理され、政府首脳にさえ情報が入らず、国政と軍事行動が統一を欠く原因となった（大江志乃夫『統帥権』、日本評論社、一九八三年、に詳述されているので参照された）。
- (77) 前掲『東京裁判』中巻、四五八頁。
- (78) 田中正明『東京裁判とは何か』、西日本工業新聞社、一九八三年、二二五頁。
- (79) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、一三五頁。
- (80) 斉藤孝『戦間期国際政治史』、岩波書店、一九八九年、一三〇頁。
- (81) 岡田益吉『山下奉文』、前掲『昭和日本史』第4巻、一三九頁。
- （平成二年九月十三日 受理）  
（宇部工業高等専門学校社会教室）